

古河市立小中学校
適正規模・適正配置の基本方針
～ 未来の古河市を担う子どもたちのために ～

令和7年11月
古河市教育委員会

目 次

はじめに

基本方針策定の背景と趣旨

| | |
|----------------------------------|--------|
| 第1章 古河市立小中学校の現状..... | - 1 - |
| 1. 学校配置と児童生徒の現状..... | - 1 - |
| (1) 学校の配置 | |
| (2) 児童生徒の現状 | |
| (3) 学校規模の現状 | |
| (4) 学校施設の築年数 | |
| 2. 将来の古河市の人口と児童生徒数の見込み..... | - 4 - |
| (1) 古河市の総人口（2060年〈令和42年〉までの見込み） | |
| (2) 児童生徒数（2060年〈令和42年〉までの見込み） | |
| 第2章 適正規模・適正配置の基本方針..... | - 5 - |
| 1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方..... | - 5 - |
| (1) 国の『適正規模・適正配置』の基本的な考え方 | |
| (2) 市における『適正規模・適正配置』の基本的な考え方 | |
| 2. 基本方針..... | - 7 - |
| (適正規模・適正配置、エリア別対象校、学校数の方向性及び優先度) | |
| 第3章 今後の取り組み..... | - 13 - |
| 1. 保護者・地域との協議について..... | - 13 - |
| (1) 基本的な考え方 | |
| (2) 今後のスケジュール（予定） | |
| 2. 考慮すべき事項..... | - 15 - |
| (1) 考慮すべき事項 | |
| (2) 再編に伴う諸事務の例 | |

はじめに

基本方針策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進んでいる現在、本市も例外ではなく、1985年には31,261人いた年少（0～14歳）人口も、2020年には16,213人となり、2040年は12,034人【「日本の市町村別将来推計人口」（平成30年3月推計）国立社会保障・人口問題研究所】まで減少すると予想されています。

この減少によって、市内小中学校の小規模化がさらに進行し、教育の土台となる各学校における「学び・生活・共創・安全」に関して、中長期的な視点による学校のあり方を検討しなければならない状況にあります。

こうした状況の中、学校の教育環境の変化や、新たな課題に対応することが必要です。実際の教育現場では、学校のICT環境の整備が進み、1人1台の端末使用環境が整備されるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの両方が求められており、児童生徒数に見合った適正な学校規模や教育環境の整備を進めていくことが不可欠となっています。

子どもたちの成長や将来のためには、様々な人たちとの関わりや多様な経験を積む機会を増やし、社会性の向上や人間力の育成に結びつけていくことが重要です。

そのため本市では、令和4年2月に学識経験者・行政自治会・PTA・学校関係者で構成する「古河市立小中学校適正規模・適正配置等審議会」を設置し、同年6月に諮問、令和5年2月には「古河市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する答申（提言書）」を受けました。市はこの答申（提言書）を十分に尊重し、子どもたちにとって古河市立小中学校が最高の学び場となるように、「古河市立小中学校 適正規模・適正配置の基本方針」を策定しました。

適正規模・適正配置の基本方針は、すべての子どもが質の高い教育を受けられる環境を整え、学校の機能を最適化し、教育の充実と地域の活性化を図ることを目的としており、教育環境を整備する施策の中でも重要なもののひとつであると考えています。

今後は、この基本方針を基に将来的な学校再編に向けた準備を進め、「未来の古河市を担う」子どもたちのために全力で取り組んでいきます。

令和7年11月
古河市教育委員会

第1章 古河市立小中学校の現状

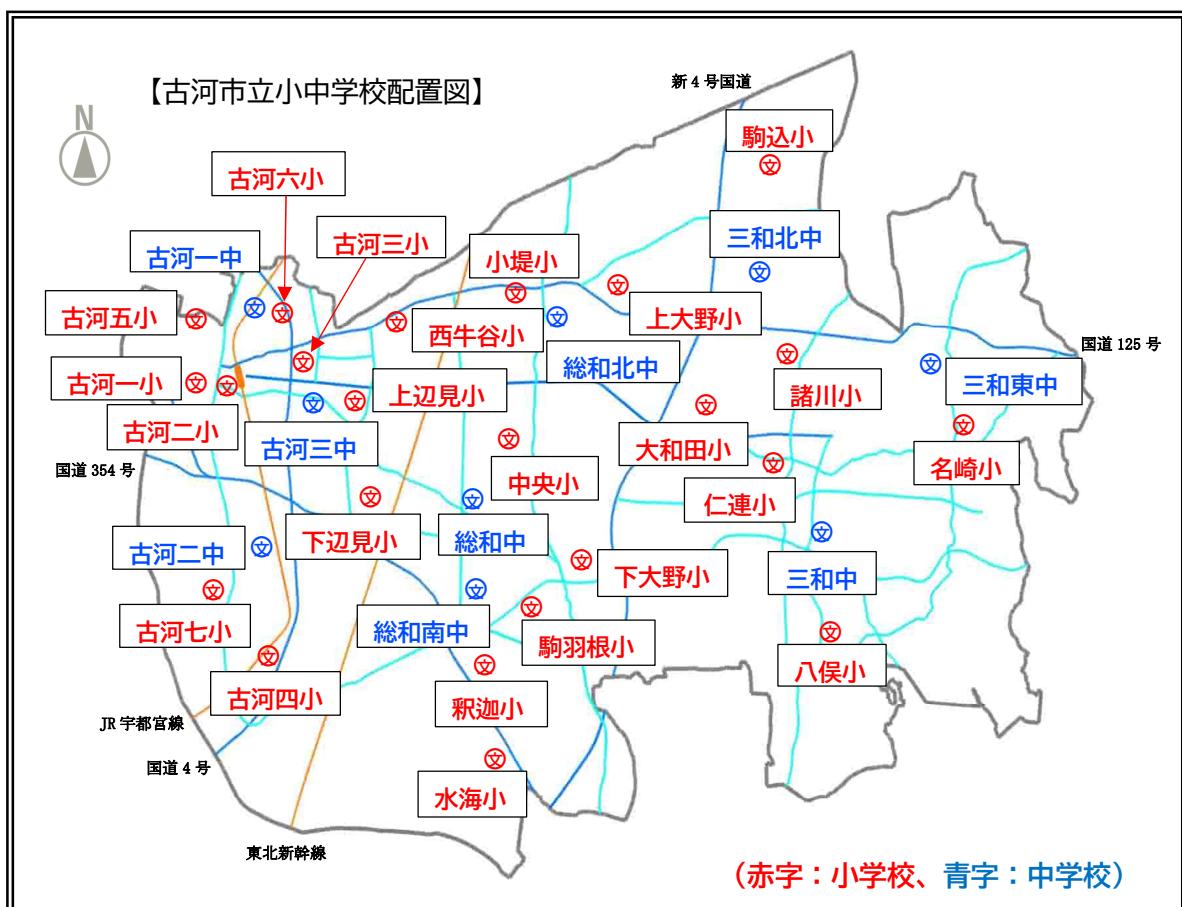
1. 学校配置と児童生徒の現状

(1) 学校の配置

古河市には、小学校 23 校と中学校 9 校、合わせて 32 校が設置されています。

これらの小学校及び中学校については、平成 17 年に古河市、総和町、三和町の 1 市 2 町が合併したときから引き継いでいるものです。

中学校区については、小学校が立地している場所によって、進学先の中学校が 1 つ、もしくは複数となることがあります。

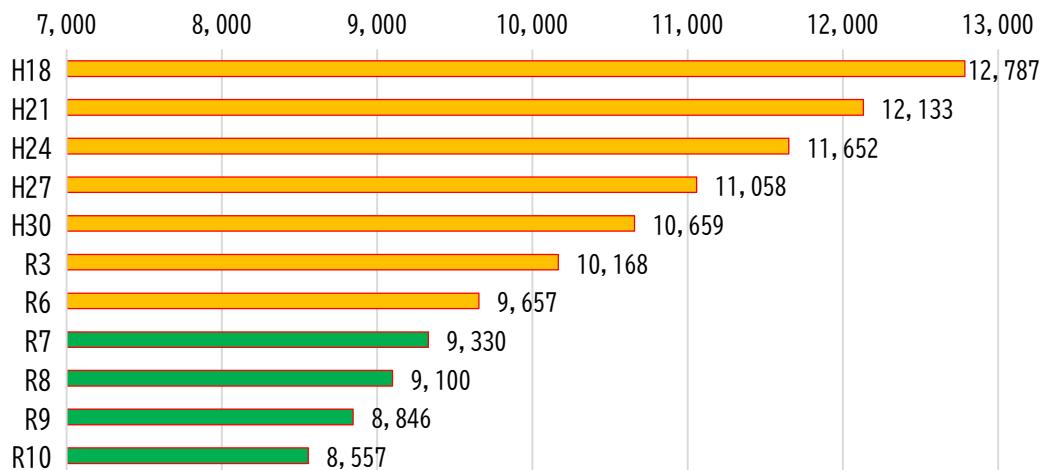


(2) 児童生徒の現状

平成 18 年度には 12,787 人の児童生徒がいましたが、令和 7 年度には 9,330 人となり、児童生徒数の減少が進んでいます。児童生徒数の減少は地域による偏りが見られ、中でも市街化調整区域内の学校において顕著となっています。

一方で、市街化区域内の宅地開発による地域人口の増加に伴う児童生徒数の増加により、一時的に教室等が不足する可能性がある学校も見られます。

【古河市立小中学校 児童生徒数の推移（平成 18 年～）】



参照：学校基本調査より（R6 まで確定値）

※R7 からは古河市住民基本台帳をもとにした推計値

（3）学校規模の現状

児童生徒数の減少に伴い、学校規模も変化しています。学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条では、学校全体の学級数の目安が【1 学校あたり 12 学級から 18 学級】とされており、どの学年でもクラス替えができる学校規模が国の標準です。これを小中学校にあてはめると、小学校は各学年 2 クラスから 3 クラス、中学校は各学年 4 クラスから 6 クラスあることが、国が示す学校規模の標準となります。

本市の状況ですが、この標準を満たす学校は 32 校中 9 校（小学校 7 校、中学校 2 校）のみとなっており、残りの 23 校（小学校 16 校、中学校 7 校）は国の標準を満たしていません。最小学級数の小学校は「上大野小学校」です。児童数の減少により、各学年で 1 学級の編成に必要な児童数を下回ったため、令和 3 年度から複式学級※となりました。令和 7 年度は『2・3 年生で 1 学級』と『4・5 年生で 1 学級』であり、学校全体でも『4 学級』となっています。

一方、最大学級数の小学校は「中央小学校」で『16 学級』あります。最小学級数の中学校は「総和北中学校」と「三和東中学校」で『6 学級』、最大学級数の中学校は「古河第二中学校」で『16 学級』となります。

※ 複式学級とは：

国の定める基準より児童又は生徒数が少ないため、1 つの学年だけで学級編制ができない場合に、同一学級に 2 つの学年で編制する学級のこと。

【令和7年度 古河市立小中学校のクラス数による分類】

| 学級数 複式学級 あり | 全学年 1クラス | 各学年 1または2クラス | 各学年 2または3クラス |
|-------------------|--|---|--|
| 小学校名 上大野小 | 古河五小 小堤小 釧迦小 水海小 大和田小 駒込小 | 古河一小 古河三小 古河四小 下大野小 駒羽根小 西牛谷小 八俣小 名崎小 仁連小 | 古河二小 古河六小 古河七小 上辺見小 下辺見小 中央小 諸川小 |

| 学級数 | 各学年 1または2クラス | 各学年 2または3クラス | 各学年 3または4クラス | 全学年 4クラス以上 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|---------------------|---------------|
| 中学校名 総和北中 三和東中 | 三和中 三和北中 | 古河一中 総和南中 | 古河二中 古河三中 総和中 | |

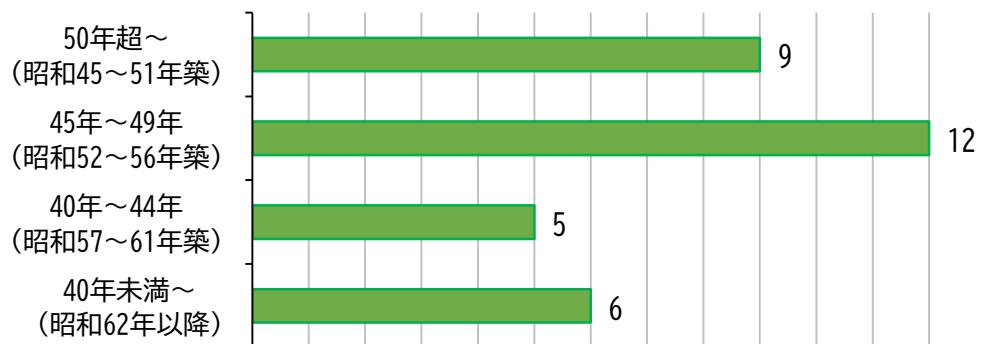
※ 小学校及び中学校ともに学級数は特別支援学級を除く

(4) 学校施設の築年数

本市の学校施設の約7割は、昭和40年代から50年代にかけて建築されており、築年数は40年以上経過しています。

耐震化については、各施設の耐震診断を実施し、必要に応じた耐震補強工事を平成27年度までに完了させています。

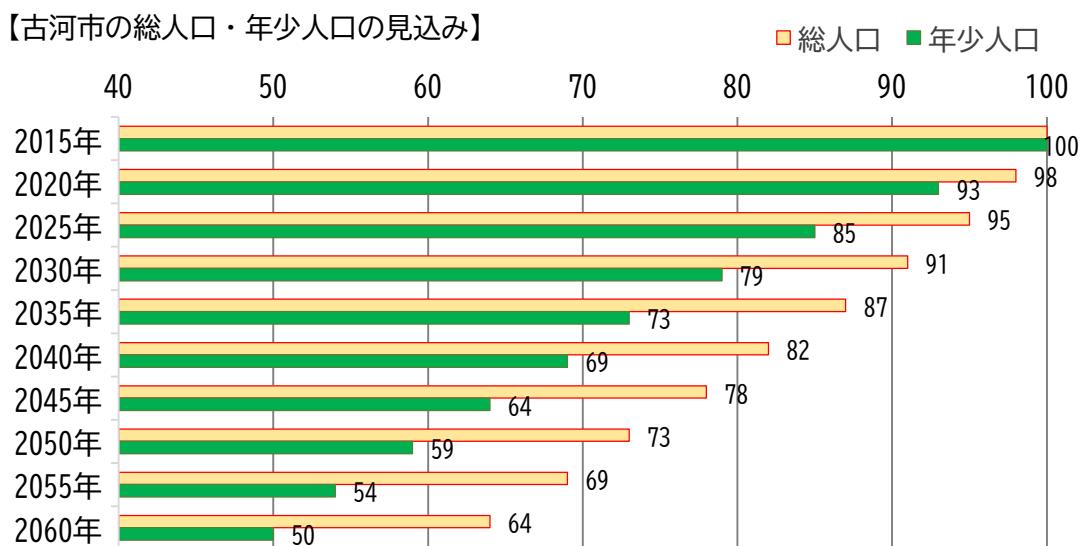
【建築年数別学校数】 注：各学校が保有する最も古い校舎の建築年次で集計



2. 将来の古河市の人団と児童生徒数の見込み

(1) 古河市の総人口（2060年〈令和42年〉までの見込み）

2015年を「100」とした指数で古河市の総人口を表現すると、2060年には「64」まで減少していく見込みです。年少人口（0～14歳）に注目すると、2060年には2015年の半数程度になってしまう見込みです。



古河市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
(2019年改訂版 4ページから編集)
《国勢調査（総務省）及び「日本の市町村別将来推計人口」古河市
(平成30年3月推計) 国立社会保障・人口問題研究所の資料から作成》

(2) 児童生徒数（2060年〈令和42年〉までの見込み）

上記(1)より、2060年の年少人口（0～14歳）が2015年の約半数と仮定すると、2015年（平成27年）5月の児童生徒数から算出した結果、小学校児童数は約3,700人、中学校生徒数は約1,800人と予測されます。合計すると、児童生徒数は約5,500人となります。

第2章 適正規模・適正配置の基本方針

1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

(1) 国の『適正規模・適正配置』の基本的な考え方

平成27年1月27日文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下この章内において「手引」という)の中で、次のように述べられています。(一部抜粋)

【教育的な観点】

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

（2）市における『適正規模・適正配置』の基本的な考え方

文部科学省作成の「手引」では、『国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」とされている弾力的なものですが、今後、少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならぬ重要な課題であり、地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています』と述べられています。

本市では、学校をどのように配置し、どのように整備していくべきかを考える上で、以下のことに重点を置いています。

《適正規模についての検討》

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしながら、社会的な自立の基盤や、国家・社会を担う者としての基本的な資質を育成することを目指しています。そのため、単に教科や学問の知識・技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団生活の中で、多様な考えに触れて認め合い、協力し合いながら切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育むことが求められます。さらに、社会性や規範意識を身に付けることも重要です。これらを踏まえ、地域の実情に合わせた学校規模について検討しました。

《適正配置についての検討》

学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒・保護者、将来の受益者である就学前の子ども・保護者を重視しつつ、市民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえて検討しました。

2. 基本方針

適正規模の基本方針

学級数と1学級当たりの児童数および生徒数は、国で定める標準および審議会からの答申（提言書）を参考としました。

小学校は、集団の中でこそ学ぶことが多いと考えられます。児童間の人間関係が希薄化してしまうため、最低限クラス替えができる各学年2または3学級が適正と考えます。また、1学級あたりの児童数が26～35人程度であれば、児童にとって良好な教育環境となり、教職員にとっても学級運営がしやすいと考えます。

| 学級数 | 1学級当たりの児童数 |
|-------------------------|------------|
| 12～18学級 (各学年2または3学級) | 26～35人 |

中学校は、各学年4～6学級が適正と考えます。これは、小学校と同様にクラス替えができ、かつ、全ての教科担当の教職員を配置できる体制が整えられるので、生徒の学習環境がより良いものとなるためです。

また、1学級あたりの生徒数が26～35人程度であれば、生徒にとって良好な学習環境となり、教職員にとっても学級運営がしやすいと考えます。

| 学級数 | 1学級当たりの生徒数 |
|-----------------------|------------|
| 12～18学級 (各学年4～6学級) | 26～35人 |

【柔軟な対応について】

学校の適正規模は、一つの学校だけの問題ではなく、地域全体の問題として考える必要があります。また過小規模の学校であっても、その地域全体で子どもが増える可能性があれば、直ちに統合の検討に入るのではなく、その後の推移を見守っていくなど柔軟な対応が必要です。

一方、住宅増加などに伴い著しく児童生徒数が増加するなどの課題を解決するためには、方針・計画を待たずに解決策を講じることが必要な場合もあります。

適正配置の基本方針

通学距離と通学時間は、国で定める標準および審議会からの答申（提言書）を参考としました。

小学校の適正な通学距離は4Km以内、通学時間は60分以内が望ましいと考えます。

| 通学距離 | 通学時間 |
|-------|-------|
| 4Km以内 | 60分以内 |

中学校の適正な通学距離は6Km以内、通学時間は60分以内が望ましいと考えます。

| 通学距離 | 通学時間 |
|-------|-------|
| 6Km以内 | 60分以内 |

通学距離に関する基準については、体力の差や通学路の状況や交通量の差等を考慮して、スクールバスの導入など通学手段にも考慮した形で工夫していくことも考えられます。

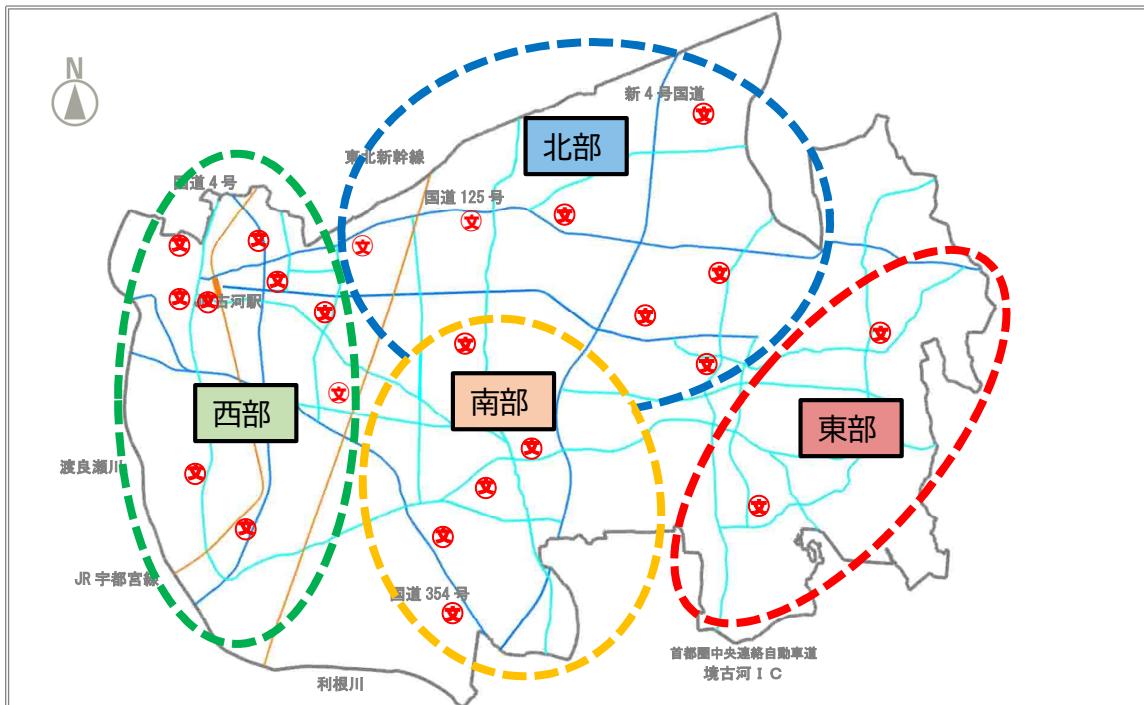
【通学路の安全対策】

現在各学校では、地域の方のご協力による声掛けや交通誘導のほか、古河市では各関係機関が一堂に会する通学路安全推進会議を実施しています。この会議では通学路の中で危険性のある箇所について必要な対策を検討していますが、場所によっては実際に現地調査（合同点検）を行うなど、通学路全体の安全対策を推進しています。

子どもたちと保護者の不安と心配が軽減されるよう考慮します。

小学校

審議会からの答申（提言書）において示された4つのエリア（西部・北部・南部・東部）をもとに、対象校、学校数の方向性及び着手の優先度を示したものです。



・西部

| 対象校 | 学校数の方向性 | 着手の優先度 |
|---|----------------------------|--------|
| 古河第一小学校、古河第二小学校、古河第三小学校、古河第四小学校、古河第五小学校、古河第六小学校、古河第七小学校、上辺見小学校、下辺見小学校 | 減 少 (一部の学校で小規模化がみられるため) | 高い |

一部の学校で小規模化がみられる一方、地域の住宅増により児童数が増加している学校もある地域である。

学校再編が基本だが、通学区域の見直しによる対応も検討する必要があるため、着手の優先度が高いエリアと考える。

・北部

| 対象校 | 学校数の方向性 | 着手の優先度 |
|--|------------------------------|--------|
| 小堤小学校、上大野小学校、 西牛谷小学校、諸川小学校、 大和田小学校、駒込小学校、 仁連小学校 | 減 少 (将来的な学校規模を 維持するため) | 非常に高い |

市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）を多く含むという地域的な特性のため、今後も学校規模を維持するには学校再編を進めることが必要である。現在、複式学級のある小規模校も含まれており、着手の優先度が非常に高いエリアと考える。

・南部

| 対象校 | 学校数の方向性 | 着手の優先度 |
|--|------------------------------|--------|
| 釧路小学校、下大野小学校、 駒羽根小学校、水海小学校、 中小学校 | 減 少 (将来的な学校規模を 維持するため) | 中程度 |

北部と同様に、市街化調整区域を多く含むエリアのため、今後も学校規模を維持するためには、学校再編を検討していくことが必要である。

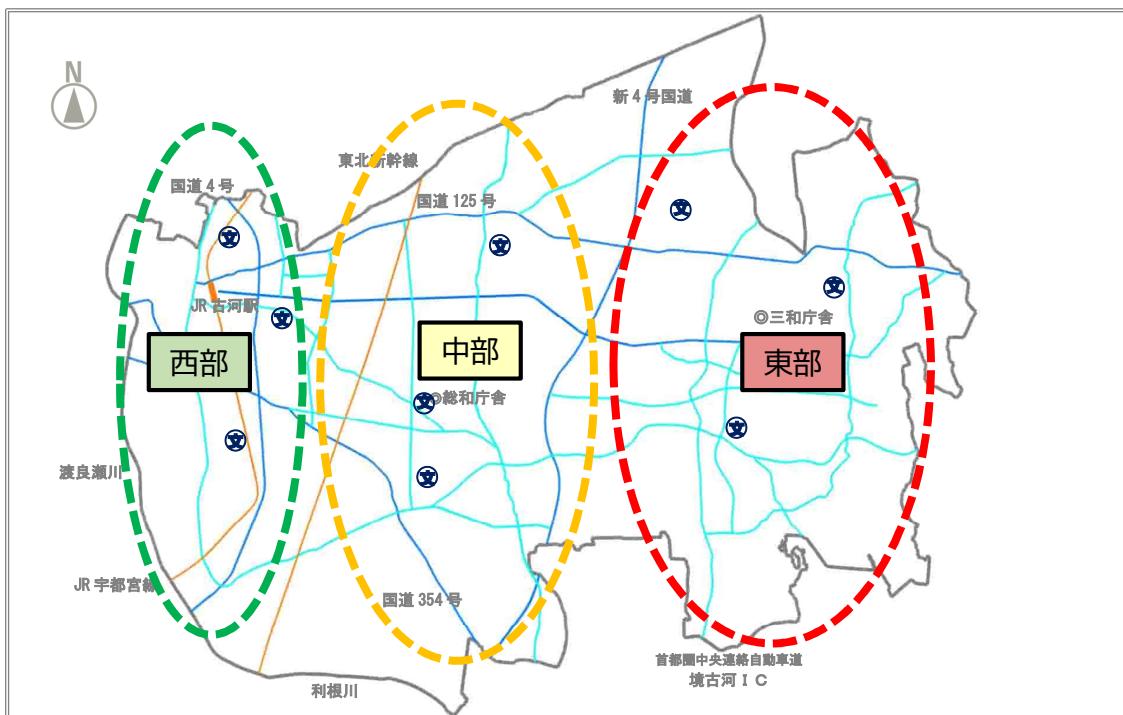
・東部

| 対象校 | 学校数の方向性 | 着手の優先度 |
|-------------|----------------------------|--------|
| 八俣小学校、名崎小学校 | 現状維持 (通学距離と通学時間が 考慮) | 低い |

市街化調整区域を多く含むという地域的な特性は上記北部や南部と同様だが、学校再編を実施した場合に通学距離と通学時間が大幅に増加することが考えられるため、現状維持と考える。

中学校

審議会からの答申（提言書）において示された3つのエリア（西部・中部・東部）とともに、対象校、学校数の方向性及び着手の優先度を示したものです。



・西部

| 対象校 | 学校数の方向性 | 着手の優先度 |
|-------------------------|------------------------------|--------|
| 古河第一中学校、古河第二中学校、古河第三中学校 | 現状維持 (市が適正と考える学校規模を維持できる) | 低い |

市が適正と考える学校規模が維持できる地域と考え、現状維持とする。

・中部

| 対象校 | 学校数の方向性 | 着手の優先度 |
|-------------------------|------------------------------|--------|
| 総和中学校、総和北中学校、 総和南中学校 | 減 少 (将来的な学校規模を 維持するため) | 中程度 |

市街化調整区域を多く含むエリアのため、今後も学校規模を維持するためには、学校再編を検討していくことが必要である。

・東部

| 対象校 | 学校数の方向性 | 着手の優先度 |
|-------------------------|------------------------------|--------|
| 三和中学校、三和北中学校、 三和東中学校 | 減 少 (将来的な学校規模を 維持するため) | 高い |

中部エリアと同様に、市街化調整区域を多く含み、今後も生徒数の減少が見込まれるエリアであるため、今後も学校規模を維持するためには、学校再編を検討していくことが必要である。

第3章 今後の取り組み

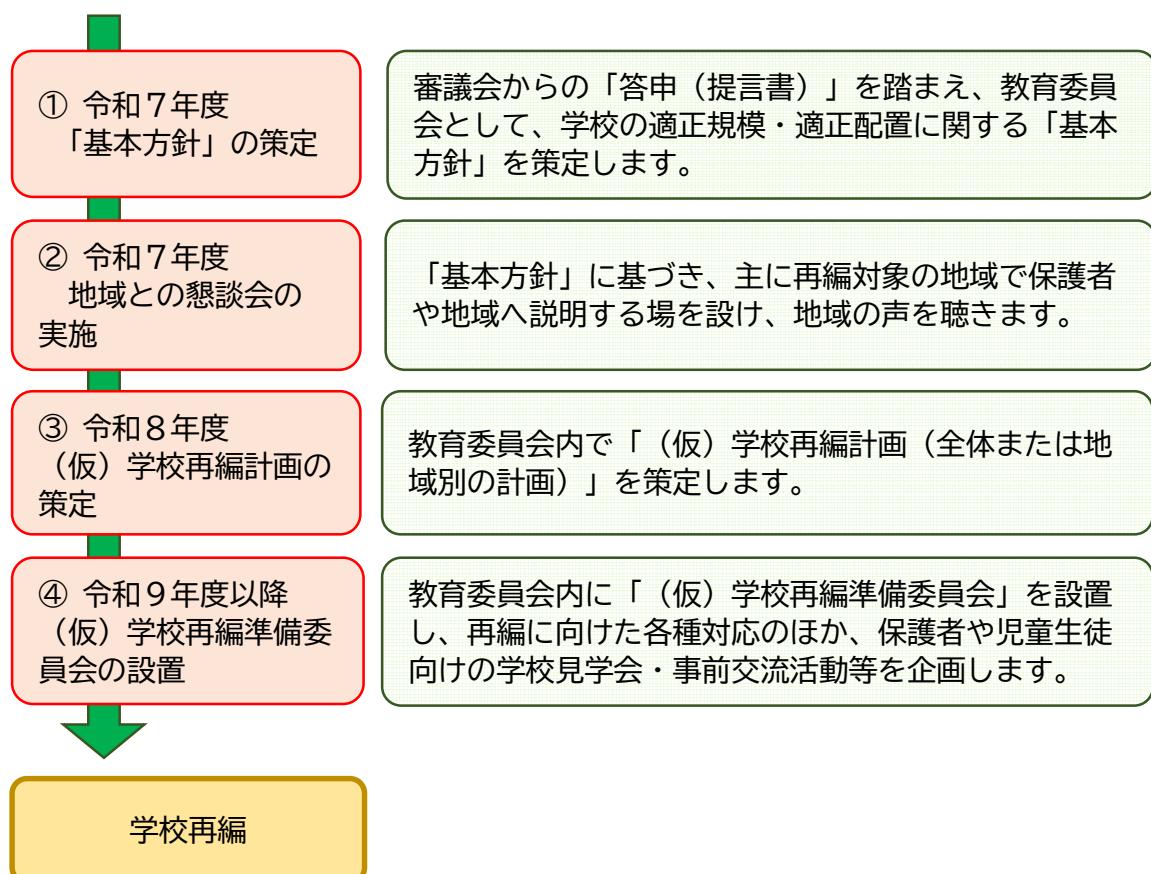
1. 保護者・地域との協議について

(1) 基本的な考え方

学校再編については、児童生徒にとってより良い教育環境を提供することを目的に、地域とともに検討していきます。学校再編を行うスケジュールは、市内全域を一斉に再編するのではなく、早急な対応を必要とする課題のある学校から協議を行います。

また、学校は地域のコミュニティの核としての性格や、防災や地域の交流の場としての役割を担っている場合が多いことから、まちづくりの視点や再編後の跡地の有効活用等も含め、市として総合的に検討していきます。学校再編決定までの期間は、地域との懇談会や再編計画の策定などを丁寧に進めていく必要があるため、複数年かかる見込みです。

(2) 今後のスケジュール（予定）



2. 考慮すべき事項

(1) 考慮すべき事項

市内すべての児童生徒に、平等かつ質の高い教育を行うためには、第2章で示した学校規模や配置を適正化する必要があります。小規模校など学校規模に起因するさまざまな教育課題を解決し、すべての学校が教育効果を発揮できるようにすることが重要です。

そのうえで、学校再編を進めていくにあたっては、様々な「考慮すべき事項」が想定されます。以下にいくつかの「考慮すべき事項」を挙げます。

●考慮すべき事項の例

- (1) 児童生徒に関すること
 - (2) 施設に関すること
 - (3) 学校施設のバリアフリー化に関すること
 - (4) 地域コミュニティに関すること
 - (5) 小中一貫教育に関すること
 - (6) 特別支援教育に関すること
 - (7) 授業に関すること
 - (8) 児童クラブ（学童保育）に関すること
 - (9) 通学区域に関すること
 - (10) 通学手段に関すること
 - (11) 学校給食に関すること
 - (12) 学校再編の合意形成に関すること
- など

大切なのは「誰のための学校再編なのか」という視点です。これらに真摯に向き合い、適切な対応を行うことで、子どもたちにより良い教育環境が提供できるよう、努めていきます。

（2）再編に伴う諸事務の例

学校再編に伴い、学校教育活動に支障が生じないよう、先行事例等を踏まえ必要となる事務をあらかじめ具体的にリストアップし、教育委員会と学校及び教職員間で適切な役割分担をしながら計画的に対応することが必要です。

学校再編に際しては、その前後に膨大な事務が発生することに留意する必要があります。

【諸事務として想定されるもの】

- ・ 校名、校章、校旗、校歌、校則、校訓等の決定に向けた調整
- ・ 修学旅行や遠足等の行事、特色ある教育活動等の調整
- ・ 制服、かばん、その他学用品の調整
- ・ 教材、教具、備品、図書等の整理・廃棄、他校での利活用等の調整
- ・ 学校史の編さん
- ・ 閉校となる学校の歴史に関わる保存展示すべきものの選定・保存方針の決定（校旗・校章、校名板、校歌、児童生徒の制作物、各種寄贈物、賞状・トロフィー等）
- ・ 同窓会名簿等の整理
- ・ 記念式典の準備、実施
- ・ 学校保管金、PTA会計などの整理・引継ぎ
- ・ PTA規約の改訂、役員等の再選出
- ・ 再編後の学校運営協議会等のメンバーの調整
- ・ 学校医や学校歯科医等の配置に関する調整、各種非常勤職員の任用に関する調整
- ・ 通学区域に関する規則の改正、スクールバスの導入や運行委託、運行計画の策定

上記は、『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き』

【文部科学省】を参考にまとめたもの